

大阪国道事務所管内
道路照明施設整備等 P F I 事業

要求水準書（案）

令和 7 年 6 月

[令和 7 年 7 月 24 日版]

国土交通省近畿地方整備局

目 次

第1章	総則	1
1.	要求水準の位置づけ.....	1
2.	用語の定義.....	1
3.	要求水準の変更.....	1
4.	適用範囲	1
5.	整備対象施設.....	2
6.	事業の目的.....	2
7.	事業の概要.....	2
	(1) 事業対象区域の概要.....	2
	(2) 本施設の概要.....	2
8.	本事業の業務内容.....	3
	(1) 維持補修業務.....	3
	(2) 取替工事業務.....	4
9.	遵守すべき法令等.....	4
10.	適用基準	4
11.	業績の監視.....	5
	(1) 業務等計画書の提出について.....	6
	(2) 業績監視におけるワンデーレスポンスの実施について.....	6
	(3) デジタル作業写真の黒板情報電子化について.....	6
	(4) 業務履行の検査等.....	7
12.	事業期間終了時の水準.....	8
13.	関係者協議会の設置.....	9
14.	近接施工について.....	9
15.	電気需給契約に関する資料の作成について.....	9
16.	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について.....	9
17.	コリンズ（CORINS）への登録について.....	10
18.	現場発生品について.....	10
19.	建設副産物（撤去品）の処分について.....	10
20.	環境対策について.....	10
	(1) 排出ガス対策型建設機械の使用.....	10
	(2) 低騒音型建設機械の使用.....	11
	(3) 特定調達品目調達実績集計.....	11
21.	交通安全管理について.....	11
	(1) 安全対策.....	11

(2)	交通誘導警備員の資格等.....	11
(3)	特殊車両通行許可制度の徹底.....	12
(4)	過積載による違法運行の防止について.....	12
(5)	リアルタイム工事規制情報システム.....	12
2 2.	施工時間等.....	12
(1)	施工時間.....	12
(2)	時間的制約を受ける作業.....	13
(3)	現道における作業の抑制期間について.....	13
2 3.	現場における説明性の向上.....	13
2 4.	週休2日交替制の実施について.....	13
2 5.	ウィークリースタンスの取り組み実施について.....	14
2 6.	熱中症対策について.....	14
2 7.	生産性向上チャレンジ.....	14
2 8.	秘密の保持.....	15
第2章	維持補修業務.....	17
1.	基本事項	17
(1)	一般事項.....	17
(2)	業務の条件.....	17
(3)	業務期間.....	18
(4)	実施体制.....	18
2.	点検業務	20
(1)	夜間巡回.....	20
(2)	現地作業.....	20
3.	補修工事	21
(1)	器具及び材料.....	21
(2)	施工管理.....	23
(3)	工事内容.....	25
(4)	事故等による損傷の対応.....	25
(5)	照明柱等の更新.....	26
4.	道路照明台帳更新・管理業務.....	26
(1)	道路照明台帳の更新.....	26
(2)	道路照明台帳の管理.....	26
第3章	取替工事業務.....	28
1.	事前調査業務.....	28
(1)	一般事項.....	28
(2)	合同現地踏査.....	28
2.	LED道路照明灯具選定・調達業務.....	28

(1)	適用	28
(2)	器材の品質.....	28
(3)	道路用照明器具.....	29
3.	取替工事	29
(1)	一般事項.....	29
(2)	業務の条件.....	30
(3)	業務期間.....	31
(4)	実施体制.....	31
(5)	実施方法.....	32
(6)	工事関係書類.....	32
(7)	部分検査.....	32
(8)	完工確認検査.....	33
(9)	LED道路照明灯具の保守作業.....	33
4.	撤去したLED化対象照明の収集運搬・産業廃棄物処分.....	33
5.	道路照明台帳更新業務.....	34
資料1	用語の定義	35
別紙1	事業対象位置図.....	37
別紙2	道路照明一覧表.....	38

第1章 総則

1. 要求水準の位置づけ

「大阪国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）は、大阪国道事務所管内において道路照明施設の整備・維持補修事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を遂行するにあたり、事業者を求める業務の水準（以下「要求水準」という。）を規定したものである。

事業者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。なお、近畿地方整備局は、選定事業者を特定する過程における審査条件として要求水準を用いる。

また、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。近畿地方整備局による業績監視により事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める規定に基づき、業務の対価の減額又は契約解除等の措置がなされる。

2. 用語の定義

用語の定義は、各章で定めるほか、「資料1 用語の定義」による。

3. 要求水準の変更

近畿地方整備局及び事業者は、事業期間中に社会情勢の変化や法令等の変更等、大規模災害等の不可抗力、その他近畿地方整備局及び事業者の責めに帰すことができない事由が発生し、業務内容等の変更が必要と判断した場合には、双方協議のうえ、要求水準書を変更できるものとする。また、近畿地方整備局は、その他の事由により業務内容の変更が必要と判断した場合には、要求水準書の変更を求めることがある。

なお、変更契約手続きを文書により確実にを行うようにするため、本要求水準書の変更の際、文書による指示書、協議書がないものについては、契約変更の対象としない。

- 1) 事業者は、近畿地方整備局から不適切な指示等があった場合、近畿地方整備局に対し文書で報告ができるものとする。
- 2) 近畿地方整備局は、前項の報告を受けた場合は、7日以内に事業者と協議し適切な措置を講じなければならない。

4. 適用範囲

要求水準書は、本事業に適用する。

5. 整備対象施設

本事業で対象となる公共施設等は、以下の①に掲げるものとし、以下、これを「本施設」という。

- ① 一般国道 26 号、481 号に設置された道路附属物（道路照明）

6. 事業の目的

本事業は、平成 28 年 5 月 13 日閣議決定された『地球温暖化対策計画』における政府目標である『L E D 等高効率照明が、2030 年（令和 12 年）までにストックで 100% 普及の実現』に向けて、近畿地方整備局大阪国道事務所管内の道路照明の維持補修を行うとともに、既設未 L E D 化道路照明を L E D 道路照明に取替え、事業期間中引き続き維持補修を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

7. 事業の概要

（1）事業対象区域の概要

1) 所在地

大阪市住之江区西住之江地先 ～ 大阪府泉南郡岬町深日地先
大阪府泉佐野市りんくう往来北地先 ～ 泉佐野市高松南地先

2) 事業対象

一般国道 26 号、481 号

3) 延長

道路延長：約 49.7 km

表 1.1 事業対象区域内訳

路線	起点	終点	距離程	延長
国道26号	大阪市住之江区西住之江	大阪府泉南郡岬町深日	11.3kp～59.3kp	48.0km
国道481号	泉佐野市りんくう往来北	泉佐野市高松南	6.9kp～ 8.6kp	1.7km

4) 事業対象区域

本事業の事業対象区域を別紙 1 「事業対象位置図」に示す。

（2）本施設の概要

本事業は、事業対象区域に存する本施設の維持補修並びに、本施設のうちの L E D 化対象照明を L E D 道路照明に取替える工事を P F I 法に基づき実施するものである。

本事業の対象照明は、表 1.2 のとおりであり（詳細は、別紙 2 「道路照明一覧表」に示す。）のとおりであり、各対象照明に対する業務区分は表 1.3 のとおりである。

表1.2 本施設の構成

分類		ランプ種別	対象数量
道路照明	既設LED照明	L E D	917 灯 (内、ブリンカーライト 28 基)
	LED化対象照明	高圧ナトリウム	1,325 灯 (内、ブリンカーライト 46 基)

表1.3 本事業の業務区分

事業工程 業務区分	対象照明	合計 2,242灯	取替工事業務の事業期間区分	
			工事期間 (事業契約締結～R9.3月末)	維持管理期間 (R9.4月～事業完了)
維持補修業務	既設LED照明	917灯	○	○
	LED化対象照明	1,325灯	○	—
	LED化完了照明		—	○
取替工事業務	既設LED照明	917灯	—	—
	LED化対象照明	1,325灯	—	—
	LED化完了照明		—	—

○ : 本事業が対象とする項目。

維持補修業務については、既設LED照明の点検業務や補修工事を含む。また、取替工事業務には、LED化対象照明を支持している照明柱(LED照明灯含む。)の建替え(79基)がある。

△ : 撤去したLED化対象照明(高圧ナトリウムランプ等)の収集運搬・処分を本事業に含む。

() 内 : 近畿地方整備局が想定する工程期間

8. 本事業の業務内容

事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

(1) 維持補修業務

- 1) 点検業務
- 2) 補修工事
- 3) 道路照明台帳更新・管理業務

(2) 取替工事業務

- 1) 事前調査業務（現地踏査等）
- 2) LED道路照明灯具等の選定・調達業務
- 3) LED化対象照明のLED道路照明への取替工事
- 4) 撤去したLED化対象照明の収集運搬・産業廃棄物処分
- 5) 道路照明台帳更新業務

9. 遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施にあたり、次に示す法令のほか必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む）等を遵守しなければならない。

1. 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
2. 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
3. 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
4. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
5. 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
6. 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
7. 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
8. 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
9. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
10. 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
11. 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
12. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
13. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
14. 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
15. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
16. 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
17. 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
18. 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
19. その他関連する法令等

10. 適用基準

本事業の実施にあたっては、関連する法令等によるものの他、以下に掲げる基準等を

適用すること。なお、当該基準等に関して入札までの間に改訂があった場合には、原則として最新の基準等を適用するものとする。

また、当該基準等については、事業者の責任において、関係法令等及び要求水準を満たすよう適切に使用するものとする。要求水準書と当該基準等において、要求水準書の性能が上回る場合は、要求水準書を優先するものとする。

1. 「電気通信設備工事共通仕様書〔令和7年3月 国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室〕」（以下「共通仕様書」という。）
2. 「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）〔平成27年3月 国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室ほか〕」（以下「ガイドライン」という。）
3. 「道路照明施設設置基準・同解説〔平成19年改定版 公益社団法人日本道路協会〕」
4. 「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説〔平成30年版 一般社団法人建設電気技術協会〕」
5. 「電気通信施設設計要領・同解説（電気編）〔平成29年版 一般社団法人建設電気技術協会〕」
6. 「電気通信設備施工管理の手引き〔平成30年版 一般社団法人建設電気技術協会〕」
7. 「電気通信設備据付標準図集〔平成31年4月 一般社団法人建設電気技術協会〕」
8. 「光ファイバケーブル施工要領・同解説〔平成25年版 一般社団法人建設電気技術協会〕」（以下「光ファイバ施工要領」という。）

ただし、土木工事に関する事項については、次の基準等を適用するものとする。

9. 「土木工事共通仕様書（案）〔令和7年4月 近畿地方整備局〕」（以下「土木工事共通仕様書」という。）
10. 「土木構造物標準設計〔建設省〕」
11. 「土木工事標準設計図集〔平成17年2月 近畿地方整備局〕」
12. 「土木請負工事必携〔令和6年8月 近畿地方整備局〕」

11. 業績の監視

事業者は、9. に示す各種法令等を遵守し、10. に示す適用基準及び本要求水準書の規定を具体的に実現するために事業提案書に基づき事業を実施すること。

近畿地方整備局は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求するものとする。

(1) 業務等計画書の提出について

事業者は、各業務の履行に関する次の「業務等計画書」を次に示す時期までに近畿地方整備局に提出し確認を受けること。その他必要な書類については、別途指示する。

表 1.4 業務等計画書提出時期

書類名	提出時期
維持補修業務計画書	事業契約締結後、遅滞なく
事前調査業務計画書	
取替工事施工計画書	取替工事着手 14 日前まで

(2) 業績監視におけるワンデーレスポンスの実施について

- 1) ワンデーレスポンスとは、事業者が発議する協議又は承諾等に対する回答について、基本的には、発議の当日中に回答するものである。ただし、当日中の回答が困難な場合でも、回答期限について受注者と打合せのうえ、「〇月〇日に回答する」といった何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
- 2) 事業者は、近畿地方整備局と緊密にコミュニケーションを図り、ワンデーレスポンスの推進に努めるものとする。

(3) デジタル作業写真の小黑板情報電子化について

デジタル作業写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に作業写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、作業写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、作業写真の改ざん防止を図るものである。

事業者は、本事業の履行においてデジタル作業写真を撮影する際には、小黑板情報の電子化を実施するものとし、本事業では、以下の要領に基づき実施すること。

1) 対象機器の導入

事業者は、デジタル作業写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、「写真管理基準（案）〔令和 7 年 4 月 近畿地方整備局〕2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL：<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>）に記載している技術を使用していること。また、事業者は近畿地方整備局に対し、現場作業着手前に、本事業での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの

選定に限定するものではない。

2) デジタル作業写真における小黑板情報の電子的記入

事業者は、上記 1) の使用機器を用いてデジタル作業写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、「写真管理基準（案）2-2 撮影方法」による。

ただし、対象作業において、高温多湿、粉塵等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な作業については、使用機器の利用を限定するものではない。

3) 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本事業の作業写真の取扱いは、「写真管理基準（案）」及び「デジタル写真管理情報基準〔令和 5 年 3 月 国土交通省〕」に準ずるが、上記 2) に示す小黑板情報の電子的記入については、「写真管理基準（案）2-5 写真編集等」及び「デジタル写真管理情報基準 6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4) 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

事業者は、上記 2) に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、1 箇所の補修工事の完了の際に実施する段階確認あるいは取替工事業務における部分検査の都度、近畿地方整備局へ納品するものとする。なお納品時に、事業者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて近畿地方整備局へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、近畿地方整備局が確認することがある。また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

なお、デジタル作業写真の小黑板情報電子化を実施しない作業写真がある場合は、事業契約締結後、近畿地方整備局の承諾を得ること。

（４）業務履行の検査等

1) LED化完了照明の部分検査

事業者は、LED化完了照明の設置完了の都度、自主検査を行い、照明の所定性能が確保された状態で通電を行うこと。

なお、取替工事期間中、事業者が希望する場合、近畿地方整備局は、指定部分により 6 回以内の部分引渡しを受けることを予定している。指定部分及び引渡し時

期については近畿地方整備局との協議により決定するものとし、指定部分のＬＥＤ化完了の都度、部分検査を行い、当該検査の合格をもって検査対象となったＬＥＤ化完了照明の所有権は国へ移転するものとする。

2) ＬＥＤ化完了照明の完工確認検査

近畿地方整備局は、ＬＥＤ化対象照明の全てのＬＥＤ化が完了した後に、会計法第 29 条の 11 第 2 項に定められる検査（完工確認検査）を行う。

近畿地方整備局は、完工確認検査の結果、ＬＥＤ化完了照明が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもって完工確認通知を発行し、取替工事業務に係る対価を支払う。

3) 維持補修業務の検査

近畿地方整備局は、各支払期の業務完了時に会計法第 29 条の 11 第 2 項に定められる検査（完了検査）を行い、維持補修業務に係る対価を支払う。

ただし、補修工事業務の検査については、個々の補修工事の完了の都度、段階確認を実施する。補修工事の対価については、年度ごとに当該年度に実施した全補修工事の内容を基に設計変更を行い、当該設計変更金額に合わせて原契約との差額を精算して、各支払期に支払う。

4) 部分検査、完工確認検査、完了検査の実施内容は以下のとおりとする。

技術検査官は、技術検査時に下記の 10 書類に限定して技術検査を行う。

- ① 業務等計画書
- ② 施工体制台帳（下請取引検査書類を含む。）
- ③ 打合せ簿（協議）
- ④ 打合せ簿（承諾）
- ⑤ 打合せ簿（提出）
- ⑥ 品質規格証明書
- ⑦ 出来形管理図表
- ⑧ 品質管理図表
- ⑨ 品質証明書
- ⑩ 作業写真

※上記書類は、検査用に作成するのではなく、適時、近畿地方整備局に提出した資料をとりまとめたものとする。

※近畿地方整備局は、「施工プロセス」のチェックリスト（案）（地方整備局工事成績評定実施要領の別紙－ 5 ①～④）を検査時に技術検査官へ提出し、チェック内容を説明するものとする。

12. 事業期間終了時の水準

事業者は、事業期間中の維持補修業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点

においても、本施設を要求水準に示す良好な状態に保持していなければならない。なお、事業契約期間終了日の約2年前から本施設の維持補修業務に係る必要事項や申し送り事項その他の関係資料を近畿地方整備局に提供する等、事業の引継ぎに必要な協議を行うこと。

1) 契約不適合について

本事業における補修工事の完了後又は取替工事完了によるLED照明の所有権移転後1ヶ年以内に生じた道路照明器具の故障等（要求水準書に基づき事業者が提出した品質証明書等による光学性能等を満足しなくなった場合をいう。）で、明らかに事業者の責任に起因すると認められるものについては、事業者は無償修理または取替の責任を負うものとする。また、特に重要な障害については、事業期間経過後であっても協議の上、無償修復を行わせることがある。

13. 関係者協議会の設置

近畿地方整備局及び事業者は、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行うために、近畿地方整備局及び事業者により構成する関係者協議会を設置する。

14. 近接施工について

本事業における各工事の施工において、他の管理者等が管理する施設（近畿地方整備局が管理する道路施設で、本施設以外の施設を含む。）の付近で作業をする場合は、事前に当該管理者等と事故防止対策等について協議すること。

15. 電気需給契約に関する資料の作成について

本事業における補修工事や取替工事によりLED化対象照明をLED道路照明に取替えた場合、事業者は、それまでの電力需給契約を変更するために、近畿地方整備局を契約者とする電力会社が定める電気供給約款に基づく申請資料を作成し、近畿地方整備局の確認を受けた上で電力会社に提出（申請）を行うこと。また、申請後には、申請書の原本を近畿地方整備局に提出すること。

16. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- 1) 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- 2) 前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内

容を記載した書面により近畿地方整備局に報告すること。

- 3) 前2項の行為を怠ったことが確認された場合は、関係する構成員に対し指名停止等の措置を講じることがある。
- 4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、近畿地方整備局と協議を行うこと。

17. コリンズ（CORINS）への登録について

本事業においては、コリンズへの登録は求めない。

18. 現場発生品について

在来施設の撤去により生じた現場発生品（取替工事業務において撤去した既存照明器具を除く。）は、下記の場所まで運搬のうえ引渡しするものとし、引渡しに際しては、分別解体を行うものとする。分別解体の有無など詳細については、近畿地方整備局と協議するものとする。

現場発生品	引渡場所
補修作業等により撤去した材料及び近畿地方整備局と協議により指示する材料	南大阪維持出張所資材置場 大阪府泉大津市我孫子 99-6 先
道路照明設備以外の金属くず	南大阪維持出張所資材置場 大阪府泉大津市我孫子 99-6 先

19. 建設副産物（撤去品）の処分について

- 1) 既設照明の撤去品（照明器具（ランプを含む）・安定器および灯具線）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令により適切に処理するものとする。
- 2) 産業廃棄物としての処理は「産業廃棄物管理表（マニフェスト）」により適正に管理するものとし、事業者の責において管理表を交付するものとする。また、その写しを近畿地方整備局に提示すること。

20. 環境対策について

（1）排出ガス対策型建設機械の使用

事業者は、本事業において共通仕様書に示す建設機械について排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、作業現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、近畿地方整備局から請求があった場合は提示しなければならない。（提出不要）

(2) 低騒音型建設機械の使用

本事業における施工にあたっては「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年度建設省告示第1536号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し近畿地方整備局と協議するものとする。本項における「これにより難しい場合」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、事業者の都合で調達できない場合は認めない。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の（新基準'97ラベル）が確認できる写真を近畿地方整備局に提出するものとする。また、（旧基準'89ラベル）の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、新基準'97ラベルに貼替えを行うこと。

(3) 特定調達品目調達実績集計

- 1) 事業者は、本事業における資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目（以下「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、近畿地方整備局と協議するものとする。
- 2) 事業者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、取替工事業務完了後及び本事業終了時に、電子データにより監視職員に提出するものとする。電子データ及び集計方法については、土木請負工事必携を参照すること。

2 1. 交通安全管理について

(1) 安全対策

本事業における路上作業等に関して、所轄警察署との協議により必要となった交通規制等の安全対策は、事業者において実施するものとする。所轄警察署との協議については、近畿地方整備局と協力し行うものとする。

(2) 交通誘導警備員の資格等

- 1) 本事業における路上作業等で配置する交通誘導警備員は、「警備員等の検定等に関する規則〔平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号〕」に基づく交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を規制箇所毎に1名以上配置するものとする。

ただし、同規則第2条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以

外で、所轄警察署等との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者（１級又は２級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。

２）事業者は、交通誘導警備検定合格証の写しを近畿地方整備局に提出するものとする。

（３）特殊車両通行許可制度の徹底

事業者は、道路法第４７条の２に基づく通行許可の確認において、下記の資料を近畿地方整備局に提出し、確認を得なければならない。

※車両制限令第３条における一般的制限値を超える車両について

- ① 業務等計画書に一般的制限値を超える車両を記載。
- ② 出発地点、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）。
- ③ 出発・到着時刻および主要な交差点の通過時刻の記録
- ④ 通行許可証の写し。
- ⑤ 夜間通行が条件の場合は、車両通行記録計（タコグラフ）の写し。

（４）過積載による違法運行の防止について

事業者は、過積載防止対策について、その具体的内容を業務等計画書に記載するものとする。

（５）リアルタイム工事規制情報システム

事業者は、リアルタイム工事規制情報システムに必要な日々の路上作業予定データを近畿地方整備局に登録するためのデータ作成と、モバイル端末を利用して工事規制の通知を行うものとする。モバイル端末は、メールとインターネット機能を利用できるものを使用するものとする。なお、詳細については近畿地方整備局の指示によるものとする。

２．２． 施工時間等

（１）施工時間

施工時間は、下記工種以外は昼間施工とするが、関係機関と協議の結果、変更が生じた場合は設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとし、要求水準変更の対象とする。

業務区分	業務内容	標準作業時間	備考
維持補修業務	夜間作業、トンネル照明清掃作業	20:00～6:00	車道規制を伴う作業
取替工事業務	道路照明取替工事	22:00～6:00	車道規制を伴う作業

(2) 時間的制約を受ける作業

本事業における業務の履行にあたり、関係機関等から時間的制約条件を付された場合は、速やかに設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(3) 現道における作業の抑制期間について

近畿地方整備局では、現道における作業の抑制期間を定めており、当該期間内は急を要する作業を除いて作業を行ってはならない。詳細は以下のとおりである。

年末・年始抑制期間	毎年 12 月 10 日から翌年 1 月 3 日
年度末抑制期間	毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日
ゴールデンウィーク抑制期間	毎年 5 月 3 日から 5 月 5 日
お盆抑制期間	毎年 8 月 14 日から 8 月 16 日
25 日相当日の車線規制を伴う昼間工事 の中止対象日	毎月 25 日 土曜・日曜・祝日の場合は前日

ただし、事業契約締結後に抑制期間に変更が生じた場合は、近畿地方整備局より指示するものとする。

2.3. 現場における説明性の向上

事業者は、事業名、事業の内容・効果、業務名、業務内容、連絡先を記した事業説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、現場の安全確保に支障のない範囲において、当該事業説明書を配布する等、現場の説明性の向上を図るものとする。

また、事業者は、現場従事者に対し、事業内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

2.4. 週休 2 日交替制の実施について

- 1) 事業者は、建設業の働き方改革を推進する環境作りの一環として、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む週休 2 日交替制を実施すること。
- 2) 事業者は、業務等計画書に法定休日・所定休日（各月で土日と同数以上）を明示し、また、本事業での休日日数を確認する「施工体制台帳上の元請け・下請けの全ての技術者・技能労働者（ただし、一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外）」毎の確認対象期間において、法定休日・所定休日（各月で土日と同数以上）を確保する休日取得計画がわかる計画工程表等を、当初業務等計画書に明示し、提出すること。
- 3) 本事業での確認対象期間は、事業契約締結日から事業終了日までとする。ただし、事業期間のうち、一定期間のみ従事する技術者・技能労働者については、施工体

制台帳に記載されている期間とする。なお、工場製作のみを実施している期間、事業全体を一時中止している期間のほか、近畿地方整備局があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（労働基準法第33条に該当すると認められる場合（災害発生時の対応やライフラインが切断され社会的影響の大きい場合の事故対応など））は含まない。落下物などの回収・処理や苦情対応などは確認対象期間に含む。

4) 休日とは、各技術者・技能労働者毎に本事業で作業（出勤）していない日をいう。

25. ウィークリースタンスの取り組み実施について

事業者は、建設業界の働き方改革を推進し、休日の取得・長時間労働の改善に向け、下記のウィークリースタンス実施項目に取り組むこと。

- 1) 休日明け日（月曜日等）は提出書類等の作成等期限日としない。
- 2) 勤務時間外に提出書類等の作成等依頼をしない。
- 3) 業務内容に見合った作業期間を確保する。
- 4) 昼休みや午後5時以降の打合せ・立会を行わない。
- 5) 現場作業中の打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

26. 熱中症対策について

- 1) 事業者は、業務等計画書を提出する際に、事業期間中における真夏日の計測方法及び観測箇所を明示すること。
- 2) 真夏日とは日最高気温が 30℃以上の日をいう。ただし、夜間作業の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。なお、WBGT（暑さ指数）を用いて真夏日を計測する場合は、WBGT が 25℃以上となる日数を真夏日とみなす。
- 3) 事業期間とは、事業契約締結日から事業終了日までの日数をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、事業全体を一時中止している期間は含まない。
- 4) 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日日数} \div \text{工期}$$

27. 生産性向上チャレンジ

事業者は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進すること。

事業者は、本事業において省人化等の生産性向上に資する取組を実施する場合は、業務等計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組の内容、②期待される効果等を明記すること。

28. 秘密の保持

事業者は、本事業により知り得た情報（個人情報を含む。）を、近畿地方整備局の承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本事業以外の目的には使用しないものとする。

1) 個人情報の取り扱いについて

1. 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

事業者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

事業者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

事業者は、近畿地方整備局の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

事業者は、近畿地方整備局の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために近畿地方整備局から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

事業者は、近畿地方整備局の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

7. 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに近畿地方整備局に報告し、近畿地方整備局の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様と

する。

8. 資料等の返却等

事業者は、この契約による事務を処理するために近畿地方整備局から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに近畿地方整備局に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、近畿地方整備局が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

近畿地方整備局は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、近畿地方整備局は必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

事業者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

事業者は、本事業の業務での従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第2章 維持補修業務

1. 基本事項

(1) 一般事項

本施設を対象とした維持補修業務については、入札説明書等及び入札時の提案書類、事業契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において業務を履行するものとする。また事業者は、事業期間中に生じる所轄警察署や地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする。

本業務の履行にあたっては、第1章 10. 適用基準に示す各基準等に基づき実施するものとし、各基準等に対する特記及び追加仕様事項は、次の(2)から(4)に示すとおりとする。

本業務の対象道路照明施設は、一般道路照明、トンネル照明、歩道照明、地下道照明、警戒灯類、分電盤類、共同溝附帯（電気）設備類とし、維持補修業務として実施する業務は、次のとおりとする。

1) 点検業務

本事業の事業対象区域内にある国道道路照明（本施設）すべてを点検・維持する業務

2) 補修工事

点検業務の結果あるいは近畿地方整備局からの指示等により、本施設のうち不具合や損傷が確認された照明を補修する工事（既設LED照明については、元の状態に回復する工事をいい、LED化対象照明についてはLED道路照明に取替える工事をいう。）

3) 道路照明台帳更新・管理業務

事業期間中、「道路施設台帳作成要領（案）」に基づき道路照明台帳を必要に応じて更新・管理する業務

(2) 業務の条件

- 1) 事業者は、事業期間中、本施設が正常な状態で使用できるよう管理すること。
- 2) 事業者は、点検体制、補修体制等の本業務実施に必要な内容を定めた業務等計画書を作成し、事業契約締結後直ちに近畿地方整備局に提出すること。
- 3) 事業者は、事業期間中毎月「維持補修業務報告書」を作成し、翌月の10日（ただし、当該日が土日および祝祭日の場合はその翌営業日）までに、近畿地方整備局に提出すること。
- 4) 近畿地方整備局は、提出された維持補修業務報告書の内容により、月毎の履行を確認する。なお、近畿地方整備局は、維持補修業務の進捗状況及び内容について、随時確認することができるものとする。

- 5) 事業者は、月 1 回、本施設が正常な状態（点灯しているか否か）であることをパトロール等により確認し、維持補修業務報告書により近畿地方整備局に報告すること。このパトロールにより道路照明灯の転倒等の緊急を要する事態を覚知した場合、近畿地方整備局に報告し、対策の要否について近畿地方整備局と協議すること。なお、パトロールの体制は運転手含め 2 名以上としその確認方法については問わないが、確認方法や実施予定を業務等計画書に記載し、近畿地方整備局に提出することとする。
- 6) 事業者は、近畿地方整備局から照度など性能の確認を求められたときは、現地においてその性能を確認し、「性能確認報告書」により近畿地方整備局に報告すること。
- 7) 事業者は、業務実施体制を確保し、不点灯など本施設の不具合の近畿地方整備局からの指示の受信、確認、点検・補修などについて、適切かつ迅速に対応すること。そのために事業者は、本施設の不具合への対応方法および体制表を近畿地方整備局と協議のうえ作成し、業務等計画書に記載して提出すること。
- 8) 事業者は、本施設の不点灯その他の不具合の近畿地方整備局からの指示を受けた場合、当該道路照明を補修または交換するものとする。なお、当該道路照明の不具合が事業者の責による場合は、当該工事費用は事業者が負担するものとし、不可抗力や第三者被害等事業者の責によらない場合は、設計変更するものとする。
- 9) 事業者は、本施設の不具合を発見または近畿地方整備局からの指示を受けた時は、48 時間（2 日）以内に状況を確認すること。確認の結果、灯具交換や補修等が必要になった場合は、補修工事の期間および内容について、その都度近畿地方整備局と協議し、速やかに着手するものとする。
- 10) 事業者は、補修工事が完了した時は、その都度「補修工事完了報告書」により近畿地方整備局に報告し、段階確認を受けること。
- 11) 事業者は、必要となる各種申請業務（LED化対象照明が取替工事業務実施前に破損等し、補修工事によりLED化した場合の電力需給契約の変更申請を含むが、これに限らない。）を行い、申請手続に関する関係機関との協議内容を近畿地方整備局に報告するとともに、必要に応じて各種許可等の書類を近畿地方整備局に提出するものとする。

（３）業務期間

維持補修業務の実施期間は、事業契約締結の日から本事業の終了日までとする。

（４）実施体制

１）配置技術者

- １．主任技術者又は監理技術者については、本事業の競争参加資格確認申請書に記

載された配置予定技術者を補修工事実施期間中、当該現場に配置（専任・非専任については建設業法による。）すること。また、専任特例２号の場合の監理技術者を配置する場合は、専任特例２号の場合の監理技術者を配置している期間中、本事業の「入札説明書」に定められた監理技術者補佐に係る要件を全て満たす者を当該現場に専任で配置すること。

なお、下記に該当する場合で近畿地方整備局と協議の上認められたもの以外は、当該技術者を変更することはできないものとする。

- ① 傷病により職務の遂行ができないと判断された場合
- ② 死亡した場合
- ③ 退職した場合
- ④ 真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- ⑤ 出産、育児、介護のため職務の遂行ができないと判断された場合
- ⑥ 近畿地方整備局の責により事業期間が延期となる場合
- ⑦ 業務実施期間が２年以上の長期に渡る業務で１年以上の期間連続して従事した場合

２．配置技術者（監理技術者補佐を除く。）を変更する場合は、本事業の入札説明書に定められた配置予定技術者に係るすべての条件に満足し、かつ競争参加資格確認申請書に記載された当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。また、監理技術者補佐を変更する場合は、本事業の「入札説明書」に定められた監理技術者補佐に係る要件を全て満たす者を配置しなければならない。また、上記１．⑦により配置技術者を変更する場合は新旧技術者の引継期間について近畿地方整備局と協議するものとする。

２）専任特例２号の場合の監理技術者

- １．本業務において、専任特例２号の場合の監理技術者の配置を行う場合は、本事業の「入札説明書」に定められた専任特例２号の場合の監理技術者の配置を行う場合の要件を全て満たさなければならない。
- ２．本業務に配置する監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼任する事となる場合、又は兼任する他工事を受注することが判明した（落札決定等）した場合は、本事業の「入札説明書」に定められた専任特例２号の場合の監理技術者に係る要件に関する書類（本事業の契約手続き期間中及び契約後に提出済みの書類を除く。）により近畿地方整備局の承諾を得ること。

３）現場代理人

現場代理人は現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、近畿地方整備局と連絡体制が確保できる場合には、現場代理人について現場における常駐を要しないこととすることができる。なお、現場代理人の「現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がない場合とは、次のとおりである。

- １．事業契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始され

るまでの期間。

2. 現場作業の全部の施工を一時中止している期間。
3. 器具等の工場製作を含む業務であって、工場製作のみが行われている期間。
4. 上記3.に掲げる期間のほか、現場において作業等が行われていない期間。

2. 点検業務

(1) 夜間巡回

道路照明施設の巡視と、故障原因の調査及び軽微な修理等を目的とし、夜間（20:00～翌6:00迄の間）に出動し、原則として月1回管内を巡回する。

(2) 現地作業

夜間巡回の結果や近畿地方整備局からの指示により判明した不具合で、交通に支障となっている器材等の撤去や現地での灯具の清掃などにより当該不具合が解消する補修を伴わない現地作業とし、数時間程度の作業で完了するものをいい、事業者は適宜実施するものとする。

なお、一般部照明施設の清掃については、ランプ類の取替時に器具内面及び外面清掃も併せて必ず実施すること。

- 1) 出来形確認等の近畿地方整備局の立会は、巡回等によるチェックポイント方式で行うこと。
- 2) 近畿地方整備局が現地作業の実施を指示するときは、その施工する種別は工事数量総括表上の種別とする。また、事業者は、近畿地方整備局が指示する期間内に現地作業を完了させるものとする。
- 3) 現地作業の実施に先立ち、要領について、近畿地方整備局と事業者との間で十分協議を行うこと。
 - ① 管内を巡回したときの証拠写真
 - ② 現地作業中（工種ごと1枚）の写真
 - ③ 不良取替部品（1灯毎にまとめて撮影）の写真
 - ④ 現場発生品調書
- 4) 作業着手前に提出する作業計画書には、次の内容を記載すること。
 - ① 労務（電工氏名、資格等）
 - ② 使用機械
 - ③ 不良取替部品（メーカー名、型式等）
 - ④ 保安体制
 - ⑤ 緊急体制
 - ⑥ 作業計画
 - ⑦ その他必要な事項

- 5) 巡回の報告、巡回により必要となった現地作業等の指示や報告は、「工事打合簿」にて行うこと。
- 6) 材料の名柄は、作業計画書作成時に近畿地方整備局と事業者で協議し決定すること。材料（電気材料）の試験成績書は、同一製造同一製品当たり1部とする。

3. 補修工事

(1) 器具及び材料

1) 適用

本業務に使用する器具及び材料（以下「器材」という。）は、設計図書に品質規格を明示した場合を除き、共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、近畿地方整備局が承諾した器材及び設計図書に明示されていない仮設材料については、除くものとする。なお、LED道路照明灯具及び器材は新品とする。

2) 器材の品質

LED道路照明の性能等の確認は、次の各号のとおり行うものとし、その確認結果については、整理した上で近畿地方整備局へ提出するものとする。

① LED道路照明等の仕様に関する確認

LED道路照明等については、使用する器材が、本要求水準書及びガイドラインに規定された品質基準を満足していることを、書面により確認するものとする。なお、主な確認項目は、ガイドラインのとおりとする。

② 工事材料の品質及び確認等

LED道路照明灯具等については、近畿地方整備局の確認を受け合格したものを使用しなければならない。

③ 設置完了時の性能に関する確認

LED道路照明の性能については、「道路照明施設設置基準・同解説」8-2 性能の確認により実施するものとし、現地の状況から測定が困難と判断される場合についても、部分的な測定により、出来る限り性能を確認することとする。なお、性能についての主な確認項目は、ガイドラインのとおりとする。

④ 灯具を取り替えた際には、各種基準に基づき段階確認として点灯試験及び照度測定を行い、各種基準を満足していることを確認の上、近畿地方整備局へ報告すること。また、不点灯などの対応で取り替えた際も同様に確認すること。

3) 防災用照明器具

トンネル内非常駐車帯灯器具及びトンネル内非常駐車帯案内灯器具については、非常電源を内蔵し、次の機能を有するものとする。

① 停電後において10分間以上点灯が可能であり、かつ光束は停電前の50%以上維持するものとする。

- ② 器具を取付けた状態で、非常用電源の機能が正常であるかの確認ができるモニターランプを有すること。

4) 道路用照明器具

道路照明器材の製作にあたっては、「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説〔(社)建設電気技術協会平成30年版〕」、ガイドラインによるものとする。

5) トンネル用照明器具

道路照明器材の製作にあたっては、「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説〔(社)建設電気技術協会平成30年版〕」、ガイドラインによるものとする。

6) テーパーポール

① 照明ポール銘板

照明ポール開口部の蓋表面に下記記載例の銘板を貼付すること。なお、寸法については標準とする。

[照明用ポール銘板 記載例]

大阪国道管内 一般国道〇〇〇号	
電 圧 ・ 消 費 電 力	〇〇〇V・〇〇〇W
ポ ル	I A 1 0 . 3 B - S
回 路 番 号	単独引込
基 礎 形 状	φ500×1700L
ア ン カ ー ピ ッ チ	4本 250ピッチ
灯 具 種 別	K C E 1 0 0 - 2
形 式	器具のメーカー型番
制 御 装 置	電源ユニットのメーカー型番
施 工 年 月 日	令和〇年〇月
製 造 者	〇〇〇〇(株)
施 工 者	〇〇〇〇(株)
事 業 名	大阪国道管内道路照明LED化等PFI事業

1. 材質 BPSO. 6 t

2. 字体 丸ゴシック体

3. 塗装 文字及び輪郭は浮出しニッケルメッキ、地色はポール塗装色（ただし、数字等は刻印でもよい。）

② 防塵処理

照明ポールの地際部については、防錆処理を施すこと。

③ 落下防止対策

照明器具の落下防止対策は、照明器具と照明ポール等とをワイヤロープ等で接続するものとし、器具側の落下防止用ワイヤロープ固定部は、緩み止め処置等を行うものとする。

7) 共通設備工

① 各種設備等の据付

新設時又は仕様変更時には、当該施工に併せて、ボルト部のゆるみが遠望からでも簡易に把握できるよう、合いマークを施すものとする。合いマークの施工については、附属物（標識、照明施設等）の点検要領（案）

(<https://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0685.htm>) を参照すること。

② 照明柱の亜鉛付着量は JIS H8641（溶融亜鉛めっき 2 種）による HDZ55 以上とする。

③ 取付ボルト・ナット類の塗装は、亜鉛溶射（JIS H8300 ZSP-1）のうえ、メラミン樹脂焼付または、同等以上による中塗り及び上塗りの 2 回塗装仕上げとする。

④ 別途指示する美装化照明柱の塗装は、亜鉛溶射（JIS H8300 ZSP-1）のうえ、下地処理後ジンクリッチペイント塗装を施しフタル酸樹脂系または、同等以上による中塗り及び上塗りの 2 回塗装仕上げとする。

(2) 施工管理

1) 事業者の臨場

近畿地方整備局の行う段階確認においては、現場代理人又は主任（又は監理）技術者、若しくは、あらかじめ近畿地方整備局の承諾を得た者が臨場の上、確認を受けなければならない。

2) 出来形数量の提出

事業者は、工事の進捗に応じて出来形数量を算出し、年度末の完了検査の際にその結果を近畿地方整備局に提出するものとする。

なお、工事完成図及びその寸法には、出来形測量の結果を記載するものとする。

3) 工事完成図書の納品

電子納品にかかる成果品の作成については、「工事完成図書の電子納品等要領 電気通信設備編」（令和 5 年 3 月）、「電子納品等運用ガイドライン 電気通信設備 工事編」（令和 6 年 3 月）、「オンライン電子納品実施要領 工事編」（令和 7 年 3

月)に基づき年度末の完了検査の際に納品すること。

オンライン電子納品は、近畿地方整備局が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とするが、オンラインによる納品が実施できない場合は、近畿地方整備局と協議の上、電子媒体（基本的にCD-RまたはDVD-Rで2部）に格納して納品するものとする。

工事写真については電子媒体（基本的にCD-RまたはDVD-R）で1部提出する。

また、データが大容量となる場合は、受発注者の協議によりBD-Rを使用することも可能。

ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

※【電子納品に関する各種要領及びチェックシステムについては、国土技術政策総合研究所のホームページアドレス(<https://www.cals-ed.go.jp/>)からダウンロードできる。】

成果品の作成にあたっては上記によるが、以下のデータ(オリジナルファイル)についても納品すること。なお、データについては近畿地方整備局が配布する。

- ① 本事業の要求水準書及び変更要求水準書
- ② 発注図面及び変更発注図面
- ③ 数量（数量根拠含む）、変更数量（数量根拠含む）

データはその他フォルダに格納し、以下のとおりとする。

- ① その他サブフォルダ名 日本語名は「発注資料」とする。
- ② その他サブフォルダ名 「ORGnnn」 nnnは任意の番号を記載
- ③ 資料名は、「発注要求水準書」、「発注図面」、「数量【数量根拠含む】」、「発注要求水準書（変更）」、「発注図面（変更）」、「数量【数量根拠含む】（変更）」とする。

4) 提出書類

共通仕様書3-1-1-9第3項に示す「設計図書に基づいた資料等」とは、機器製作図書及び施工図のことをいい、次に示す期限まで提出し、近畿地方整備局の確認を受けた後に施工するものとする。ただし、提出期限について、事業者の責によらない理由により遅延する場合は、近畿地方整備局に連絡し、提出期限について協議するものとする。

名 称	提 出 期 限	部数
施工図	以下による	1
照明器具の承諾図書	以下による	1

事業者は、次の各号に掲げる図書を同号に定める期日までに近畿地方整備局に提出するものとする。

① 承諾を必要とする図書

- 1. 器材の仕様に関する図書 1部 施工前速やかに
- 2. 本書及び図面の設計条件に基づく照明設計資料 1部 施工前速やかに

- ・光度値（水平角 0～360°、鉛直角 0～90° の光度値を 1° 又は 5° 刻みに記入した表）
- ・光度値から各項目の計算式及び計算結果
- ・輝度分布図
- ・照度分布図
- ・定格光束
- ・LED道路照明灯具の照明率表（0.01 刻み。光度値表から灯具前面（車道側）3W/H～灯具背面（歩道側）2W/H 間の照明率データ）
- ・照明灯設置図

3. 施工図

② 承諾を必要としない図書

その他近畿地方整備局の必要とする図書 別途指示

※①の図書で確認後、近畿地方整備局が変更を必要とする場合は、その理由を明示して指示するものとし、事業者が変更を必要とする場合は、その理由を明示して近畿地方整備局の確認を再度得るものとする。

※協議事項及び打合せ事項は、全て記録整理の上その都度提出して近畿地方整備局の確認を受けるものとする。

（３）工事内容

工事の範囲は次のとおりとする。

- 1) LED道路照明灯具及びLEDトンネル照明灯具の据付調整。
- 2) 1) に伴う設備間の配線工事及び試験。
- 3) 本要求水準書に明示なき事項であっても、工事上当然必要とする事項は、本要求水準書に含まれるものとする。

（４）事故等による損傷の対応

- 1) 事故等により、本施設が一般交通に支障を及ぼしている場合は、事業者がその撤去を行うものとする。
- 2) 前項により撤去した道路照明灯具の復旧についても、事業者が行うものとする。
（LED化対象照明の復旧は、取替工事業務で予定しているLED道路照明にて復旧することとし、当該LED化完了照明の取替工事は完了したものとみなす。）なお、事故当事者との交渉は近畿地方整備局が行うものとする。
- 3) 前項により復旧した物件については、事業者が引き続き管理すること。
- 4) 上記1) 及び2) の事故等による損傷の対応に係る費用については、未LED化照明をLED道路照明に取替える場合の復旧費を除いて、近畿地方整備局が負担する。

(5) 照明柱等の更新

- 1) 照明柱等を更新するときは、事業者の責において道路照明灯具の撤去・取付を行うこと。
- 2) 取付後の道路照明灯具は、引き続き事業者が管理すること。

4. 道路照明台帳更新・管理業務

(1) 道路照明台帳の更新

事業者は、以下に基づき道路施設台帳を更新し、近畿地方整備局に提出するものとする。道路施設台帳整備対象工種は、以下のとおりとする。

区 分	台帳番号	台 帳 名
附属物及び附属施設	E020	道路照明台帳

- 1) 道路施設台帳の更新は、別に定める「道路施設台帳作成要領（案）」によるものとする。
- 2) 現道に係わる工事及び重要構造物等で道路管理データベースに登録済みの既往道路施設台帳がある場合は、近畿地方整備局の貸与を受けてこれを追加修正するものとする。
- 3) 道路施設台帳に係わる提出物として、以下のものを近畿地方整備局に提出するものとする。
 - ① 道路施設台帳総括表
 - ② 道路施設台帳
 - ③ イメージデータ（現況写真及び一般図や平面図等の図面類）
 - ④ 工事箇所図
- 4) 補修工事等において、道路施設を新設、増設、改良、改築、移動、撤去作業を行った場合は、以下に基づき道路施設台帳を更新し、近畿地方整備局に提出するものとする。なお、上記1) から3) までは適用しないものとする。
 - ① 提出資料は、作業場所がわかる平面図（道路台帳附図）、物件の数量・規格、完成写真を近畿地方整備局に提出しなければならない。
 - ② 提出時期は、更新の都度とする。

(2) 道路照明台帳の管理

事業者は、本事業において設置・撤去した照明施設等のデータを近畿地方整備局が貸与する道路照明台帳および道路照明台帳附図に上書き修正して、年度末の完了検査において電子納品するものとする。

- 1) 道路照明台帳附図の CAD データを修正・追加し提出すること。
- 2) 事務所保管の道路照明台帳附図原図の修正・追加分を提出し、差し替えること。
- 3) 出張所保管の道路照明台帳附図の修正・追加分を提出し、差し替えること。

4) 業務の履行報告と併せて毎月の出来高数量表を提出すること。

第3章 取替工事業務

1. 事前調査業務

(1) 一般事項

事業者は、本施設のうち取替工事業務の対象となる未LED化照明について、LED道路照明への取替工事を円滑に実施するために取替工事に先立って、下記の内容について、現地調査するとともに近畿地方整備局へ結果を報告し、近畿地方整備局と協議の上で決定するものとする。事前に調査業務計画書を近畿地方整備局に提出すること。

- ① 別紙2「道路照明一覧表」の内容
- ② ルーバーの有無

(2) 合同現地踏査

近畿地方整備局及び事業者は、合同で現地踏査を実施することができる。合同現地踏査が必要な場合は、実施時期等について近畿地方整備局と協議するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、近畿地方整備局と事業者間で相互に確認するものとする。

2. LED道路照明灯具選定・調達業務

(1) 適用

取替工事業務で使用する器具及び材料（以下「器材」という。）は、設計図書に品質規格を明示した場合を除き、共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、近畿地方整備局が承諾した器材及び設計図書に明示されていない仮設材料については、除くものとする。なお、LED道路照明灯具及び資器材は新品とする。

(2) 器材の品質

LED道路照明灯具の性能等の確認は、次の各号のとおり行うものとし、その確認結果については整理した上で近畿地方整備局へ提出するものとする。

1) LED道路照明灯具等の仕様に関する確認

LED道路照明灯具等については、使用する器材が、本要求水準書及びガイドラインに規定された品質基準を満足していることを、書面により確認するものとする。なお、主な確認項目は、ガイドラインのとおりとする。

2) 工事材料の品質及び確認等

LED道路照明灯具等については、近畿地方整備局の確認を受け合格したものを使用しなければならない。

3) 設置完了時の性能に関する確認

LED道路照明の性能については、「道路照明施設設置基準・同解説」8-2 性能の確認により実施するものとし、現地の状況から測定が困難と判断される場合についても、部分的な測定により、出来る限り性能を確認することとする。なお、性能についての主な確認項目は、ガイドラインのとおりとする。

- 4) 灯具を取り替えた際には、各種基準に基づきセルフモニタリングとして点灯試験及び照度測定を行い、各種基準を満足していることを確認の上、近畿地方整備局へ報告すること。また、不点灯などの対応で取り替えた際も同様に確認すること。

(3) 道路用照明器具

- 1) 事業者は、取替工事の開始2週間前までにLED道路照明灯具の製品仕様書を近畿地方整備局に提出し、承認を受けるものとする。
- 2) LED道路照明灯具の製作にあたっては、「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説（一般社団法人建設電気技術協会）[平成30年版]」、「ガイドライン」、「道路照明施設設置基準・同解説（公益社団法人日本道路協会）[平成19年10月]」及び「電気通信施設設計要領・同解説（電気編）（一般社団法人建設電気技術協会）[平成29年版]」によるものとする。
- 3) LED道路照明設計の設計条件・器材の配置（設置場所）およびLED道路照明灯具の技術仕様は、ガイドラインによるほか、別紙2「道路照明一覧表」のとおりとする。
- 4) LED道路照明灯具
 - ・LED道路照明灯具は、LED道路照明器具・LEDモジュール・LEDモジュール用制御装置で構成される。（電源ユニット・ポール内配線を含む。）
 - ・LED道路照明器具は、直線型ポール・アーム型ポールのどちらにも取付可能なものとし、60.5φ・48.6φのアームに取付可能なものとする。
 - ・灯具色は、『グレーベージュ』・『ダークブラウン』を標準色として、現地調査の上で照明柱の配色に近い色を採用すること。なお、近畿地方整備局の承諾を得るものとする。
- 5) 設置するLED道路照明灯具については、製造上の欠陥があった場合の対応リスクを減らす観点等から、複数の製造企業の製品を組み合わせることも可能とする。

3. 取替工事

(1) 一般事項

- 1) 事業者は、別紙2「道路照明一覧表」及び設計図書等に示す未LED化道路照明（LED化対象照明）を撤去し、LED道路照明を設置すること。

- 2) 事業者は、LED化対象照明について、提案した取替工事完了期限までにLED道路照明への取替工事を終え、使用できる状態にすること。なお、使用できる状態には、既設道路照明灯具、配線、安定器及び自動点滅器の取り外し、撤去した既存照明灯具等の収集運搬・処分、電気会社が定める電気供給約款に基づく申請の完了、道路照明台帳の更新、近畿地方整備局による検査（部分検査及び完工確認検査）の完了を含むものとする。
なお、部分検査を実施する場合はその合格をもって、部分検査を実施しない場合は完工確認検査の合格をもって当該施設の所有権が国に移転するものとする。
- 3) 事業者は、国への所有権移転が完了するまではLED化完了照明を所有するものとし、その間の当該施設の保全の義務を負う。
- 4) LED化対象照明にルーバーが設置されている場合はルーバーを使用せず、新設するLED道路照明灯具の配光特性を調整することで対応すること。
- 5) 事業者は、取替工事業務期間中に関係機関や地域住民等と必要な調整を行うこと。
- 6) 事業者は、LED道路照明の取替工事に関する諸法令を遵守し、取替工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用は事業者の責任において行わなければならない。
- 7) 事業者は、取替工事にあたり事前調査業務にて現場を確認するとともに、連続照明用LED道路照明灯具、交差点照明（局部照明）用LED道路照明灯具などの使い分けや設置方法・設置順序等について、近畿地方整備局と協議し決定するものとする。

(2) 業務の条件

事業者は、以下の条件に基づいて取替工事業務を実施すること。

- 1) 事業契約書に定められた本施設の工事の履行のために必要となる業務は、事業契約書において近畿地方整備局が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。
- 2) 取替工事の実施にあたり必要となる工事説明会等で近隣住民等に工事内容等の周知を行い、作業時間等の了承を得ること。
- 3) 工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や近隣商業施設の営業環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- 4) 取替工事期間中の工事用電力、用水等については事業者の負担とする。
- 5) 事業者は、工事着工前に、工期及び工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を作成し、近畿地方整備局に提出して、確認を得ること。提出書類の内容については、共通仕様書及び本要求水準書を遵守すること。
- 6) 事業者は、施工計画書の工事全体工程表記載の日程に従い、工事に着手し、工事

を遂行するものとする。

- 7) 事業者は、工事期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする。
- 8) 事業者は、近畿地方整備局に対し、工事の進捗状況を定期的に報告するものとする。
- 9) 近畿地方整備局は、工事の進捗状況及び内容について、随時事業者を確認できるものとする。
- 10) 事業者は、道路占用並びに土木工事施工許可申請等の工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許可等の書類の写しを近畿地方整備局に提出すること。
- 11) 事業者は、工事着工前に、施工管理計画及び配置技術者を含む施工管理担当者を定めること。
- 12) 工事にあたって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。

(3) 業務期間

事業者は、事前調査業務の完了したエリアから順次取替工事に着手するものとし、取替工事完了期限（令和9年3月末）までにすべてのLED化対象照明の取替工事を完了すること。

(4) 実施体制

- 1) 主任技術者又は監理技術者については、本事業の「競争参加資格確認申請書」に記載された配置予定技術者を本業務の開始から本業務の対象となっている全てのLED化完了照明の近畿地方整備局による完工確認検査が完了するまでの期間中、本業務の実施現場に配置（専任・非専任については建設業法による）すること。また、本業務の実施においては、専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認める。

なお、下記に該当する場合で近畿地方整備局と協議の上認められたもの以外は、当該技術者を変更することはできないものとする。

- ① 傷病により職務の遂行ができないと判断された場合
 - ② 死亡した場合
 - ③ 退職した場合
 - ④ 真にやむを得ない理由により転勤となる場合
 - ⑤ 出産、育児、介護のため職務の遂行ができないと判断された場合
 - ⑥ 近畿地方整備局の責により工期延期となる場合
- 2) 配置技術者を変更する場合は、本事業の「入札説明書」に定められた配置予定技術者に係るすべての条件に満足し、かつ「競争参加資格確認申請書」に記載された当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

3) 配置技術者の専任を要しない期間

主任技術者又は監理技術者を専任で配置すべき期間は本業務の開始から本業務の対象となっている全てのLED化完了照明の近畿地方整備局による完工確認検査が完了するまでの期間を基本とするが、事業契約の締結後、現場での業務実施に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の現場への専任を要しない。なお、現場での業務実施に着手する日については、事業契約の締結後、近畿地方整備局との打合せにおいて定める。

また、道路照明の取替え後、近畿地方整備局による完工確認検査が完了し（近畿地方整備局の都合により確認が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の施工現場への専任を要しない。

4) 現場代理人

現場代理人は、本業務の開始から本業務の対象となっている全てのLED化完了照明の近畿地方整備局による確認が完了するまでの期間中、本業務の現場に配置すること。

現場代理人は現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、近畿地方整備局と連絡体制が確保できる場合には、現場代理人について現場における常駐を要しないこととすることができる。なお、現場代理人の「現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がない場合とは、次のとおりである。

1. 事業契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
2. 上記1.に掲げる期間のほか、現場において作業等が行われていない期間。

(5) 実施方法

取替工事の器材の品質や施工管理方法等については、第2章の3. 補修工事及び4. 道路照明台帳更新・管理業務によることとする。

(6) 工事関係書類

施工関係書類の提出は、第1章11(4)及び(5)の規定に基づき実施するものとする。なお、工事関係提出書類様式の様式は、近畿地方整備局のホームページ（https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/qgl8vl0000004zj9-att/R309_youshiki_kai.xlsx）に掲載している。

(7) 部分検査

事業者は、LED化完了照明の設置完了の都度、自主検査を行い、照明の所定性能が確保された状態で通電を行うこと。

なお、取替工事期間中、事業者が希望する場合、近畿地方整備局は、指定部分により6回以内の部分引渡しを受けることを予定している。指定部分及び引渡し時期については近畿地方整備局との協議により決定するものとし、指定部分のLED化完了の都度、部分検査を行い、当該検査の合格をもって検査対象となったLED化完了照明の所有権は国へ移転するものとする。

(8) 完工確認検査

近畿地方整備局は、全てのLED化対象照明のLED道路照明への取替工事が完了した後に、完工確認検査として事業者から提出された部分引渡し資料、施工写真、完成写真、道路照明台帳及び道路照明台帳附図等の検査を実施するものとする。また、必要に応じて現地設置状況の確認を行うものとする。

完工確認検査は取替工事完了期限までに行うこととし、事業者が打合わせ簿で全てのLED化対象照明のLED道路照明への取替工事の完了の届出を行い、近畿地方整備局から検査日を通知し行うものとする。

近畿地方整備局は、完工確認検査の結果、LED化完了照明が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもって完工確認通知を発行する。

(9) LED道路照明灯具の保守作業

- 1) 事業者は、個々のLED道路照明への取替工事完了(通電)後から3.(7)部分検査あるいは(8)の完工確認検査が済むまでの間、LED道路照明が正常な状態で使用できるよう保守管理すること。
- 2) 事業者は、近畿地方整備局が実施する検査の際に「保守等報告書」を作成し、提出すること。
- 3) 近畿地方整備局による検査に合格したことをもって当該LED化完了照明の所有権は近畿地方整備局に移転し、LED化完了照明の保守作業は第2章 維持補修業務へ移行するものとする。

4. 撤去したLED化対象照明の収集運搬・産業廃棄物処分

- 1) 既設照明灯の撤去品(照明器具(ランプを含む)・安定器および灯具線)については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令により適切に処理するものとする。
- 2) 産業廃棄物としての処理は「産業廃棄物管理表(マニフェスト)」により適正に管理するものとし、事業者の責において管理表を交付するものとする。また、その写しを近畿地方整備局に提示すること。

5. 道路照明台帳更新業務

事業者は、取替工事が完了し、近畿地方整備局の検査に合格した場合は直ちに、LED化完了照明に係る道路照明台帳の更新業務を実施するものとする。

道路照明台帳の更新業務の実施方法は、第2章4.（1）によることとする。

資料１ 用語の定義

本書において使用する用語の定義は、次の通りとする。

- ア 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
- イ 「本事業」とは、「事業契約書等」及び「PFI 法」に基づいて実施する「大阪国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業」をいう。
- ウ 「事業者」とは、特定事業を実施する民間事業者をいう。
- エ 「本施設」とは、本契約に基づいて「事業者」が「各業務」を実施する、道路附属物（道路照明）をいい、「既設 L E D 照明」と取替工事完了前の「L E D 化対象照明」及び取替工事完了後の「L E D 化完了照明」の総称である。
- オ 「既設 L E D 照明」とは、「本施設」のうち入札公告時点で L E D 化されている道路照明をいい、「維持補修業務」の対象とする。
- カ 「L E D 化対象照明」とは、「本施設」のうち入札公告時点でまだ L E D 化されていない道路照明をいい、「取替工事業務」の対象とする。
- キ 「L E D 化完了照明」とは、「本事業」の「取替工事業務」により L E D 化が完了した道路照明をいい、L E D 化完了後は「維持補修業務」の対象とする。
- ク 「要求水準」とは、近畿地方整備局が「本事業」の実施にあたり、「事業者」に履行を求める水準をいい、「要求水準」を書面として示したものを「要求水準書」（本書）という。なお、「事業計画書」に記載された提案内容が「要求水準書」に示された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。
- ケ 「各業務」とは、「維持補修業務」及び「取替工事業務」をいう。
- コ 「事業期間」とは、本契約の締結日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず本契約が終了した日又は令和 17 年 3 月 31 日のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。
- サ 「事業年度」とは、「事業期間」中の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間とし、初年度については、事業契約の締結日から最初に到来する 3 月 31 日までとする。
- シ 「事業計画書」とは、本事業の入札において事業者が提出した第二次審査資料のうちの「提案書」をいう。
- ス 「設計図書」とは、入札公告時に近畿地方整備局が入札参加者に対して示した入札説明書等のうち、「本施設」の設計に係る一切の書類をいう。
- セ 「維持補修業務」とは、「本施設」の性能及び機能を適正に維持するために必要な業務をいい、「点検業務」、「補修工事」及び「道路照明台帳更新・管理業務」からなり、その業務内容の詳細については「要求水準書」によるものとする。
- ソ 「取替工事業務」とは、「L E D 化対象照明」を L E D 化する工事をいい、「事前調査業務」、「L E D 道路照明灯具等の選定・調達業務」、「L E D 化対象照明の L E D 道路照明への取替工事」、「撤去した L E D 化対象照明の収集運搬・産業廃棄物処分」及び

「道路照明台帳更新業務」からなり、その業務内容の詳細は「要求水準書」によるものとする。

タ 「交通管理者」とは、交通規制標識・信号機等の道路利用者の通行管理を行う者（警察）をいう。

チ 「法令等」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。

ツ 「法令等の変更等」とは、本事業の契約の締結時点における既存の「法令等」の変更若しくは廃止又は新たな「法令等」の新設をいう。

テ 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの（入札説明書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、近畿地方整備局又は「事業者」のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、「法令等の変更等」は、「不可抗力」に含まれない。

大阪府の地図。国道26号の延長が48.0km、国道481号の延長が1.7kmと示されています。地図には大阪市の中心部、湾岸部、そして周辺市町村が描かれています。赤い線で示された延長区間は、既存の道路と接続しています。また、大阪国際空港の拡張計画も示されています。

大阪府の地図。国道26号の延長が48.0km、国道481号の延長が1.7kmと示されています。地図には大阪市の中心部、湾岸部、そして周辺市町村が描かれています。赤い線で示された延長区間は、既存の道路と接続しています。また、大阪国際空港の拡張計画も示されています。

別紙 2 道路照明一覧表

本表は、別冊とする。